

東日本大震災による代替家屋・土地に係る特例

東日本大震災にあった家屋やその敷地に代わる家屋、土地を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

対象者

- ① 被災家屋または被災住宅用地の所有者
- ② ①のものについて相続があったときにおけるその者の相続人
- ③ ①の三親等内の親族で、特例が適用される代替家屋に所有者と同居する予定であるもの
- ④ ①が法人の場合は、その合併法人または分割継承法人

対象要件

1. 家屋

- 被災家屋：東日本大震災により滅失、または損壊した家屋(※1)で解体撤去または売却等の処分をしたもの
※1 損壊した家屋とは、家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指します。容易に修繕できるものなどの軽微なものは含みません。
- 代替家屋：原則として被災家屋の所有者が、被災家屋の代替として取得した家屋(被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、同一家屋と市長が認めるもの)。

2. 土地

- 被災住宅：前記の被災家屋の敷地で、平成23年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- 代替土地：原則として被災住宅用地所有者が、当該被災住宅用地の代わりとして取得した土地(市長が認めるもの)。

取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

特例の内容

○ 代替家屋の取得に係る特例

代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額する。

○ 代替土地の取得に係る特例

代替土地に係る税額のうち、被災住宅用地の面積に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例(※2)を適用する。

※2 小規模住宅用地(200㎡以下の住宅用地)の課税標準額については、価格の6分の1の額となり、一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)の課税標準額については、価格の3分の1の額となる特例

お問い合わせ先

〒408-0188
山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1
北杜市役所 総務部 税務課 資産税担当
電話 0551-42-1313 FAX 0551-42-1123